

平成20年度 公共事業再評価

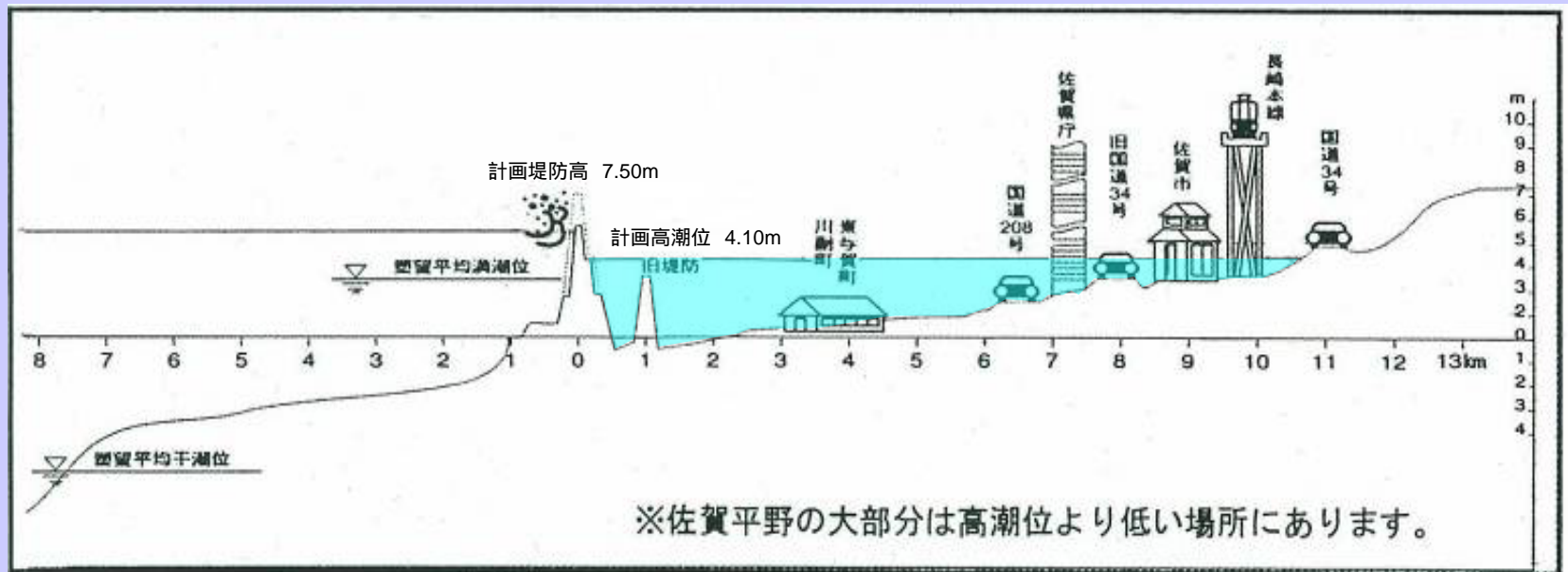
県営海岸保全施設整備事業(高潮対策)

東与賀地区(佐賀市東与賀町)

平成20年10月30日

海岸保全施設整備事業とは・・・

「海岸法」に基づき指定した「海岸保全区域」において、海岸堤防等の「海岸保全施設」を整備し、住民の生命・財産を高潮や津波、波浪、浸食から防護することにより、国土の保全と民生の安定を図ることと目的とする事業です。



海岸保全施設整備事業の概要

海岸の現状

- ・本県は、台風の常襲地帯であり、たびたび高潮災害が発生
- ・有明海沿岸の海岸堤防は、沈下等による老朽化が進んでおり、防護機能が低下

事業の実施

消波工や堤防の嵩上げ等、
緊急性の高い箇所からの整備

事業の効果

高潮、浸水被害の解消

現在の取組み

直轄海岸保全事業	2地区
(国土交通省・農林水産省)	
県営海岸保全事業	10地区



有明海沿岸 海岸保全事業 実施状況

農水省所管 (農村振興局)	国交省所管 (河川局)
大詫間	大詫間海岸
南川副	川副海岸
国造	芦刈海岸
西川副	有明海岸
東与賀	東与賀海岸
久保田	嘉瀬海岸
福富(直轄)	福富海岸
廻里江	鹿島海岸
浜	
七浦	
有明(直轄)	



凡 例		採 択 要 件
— (solid blue)	県営海岸保全事業 (農水省所管)	総事業費 1億円以上 1Kmあたり防護面積5haまたは防護人口50人以上
— (solid brown)	国交省直轄海岸保全事業 有明海岸(H20完了予定)	総事業費 50億円以上
⋯ (dotted brown)	国交省直轄海岸保全事業 有明海岸(H15完了)	
— (solid red)	農水省直轄海岸保全事業 福富地区(実施中)	
⋯ (dotted red)	農水省直轄海岸保全事業 有明地区(H17完了)	

海岸保全施設整備事業

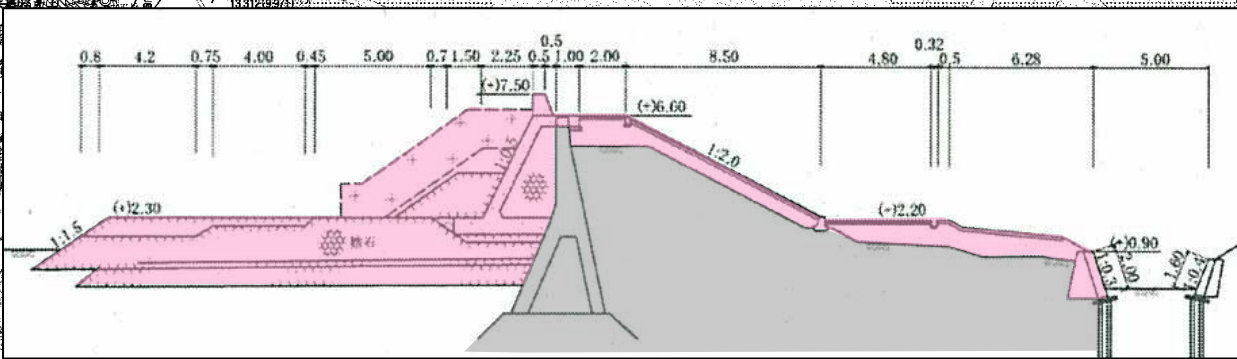
東与賀地区

位置図



東与賀地区

標準断面図



東与賀地区の海岸堤防の現状

- ・海岸堤防は、干拓事業(S21～37)により造成
- ・有明海岸の沖積粘土などの極軟弱地盤上に築造
不等沈下等による陥没等が発生
- ・堤防高は、伊勢湾台風クラスを想定し、T.P+7.5m
(既設+5.6m)で設定



過去の被害状況 (平成18年台風13号)



塩害による水稻の枯死



塩害による大豆の枯死

東与賀地区 海岸保全施設整備事業 概要

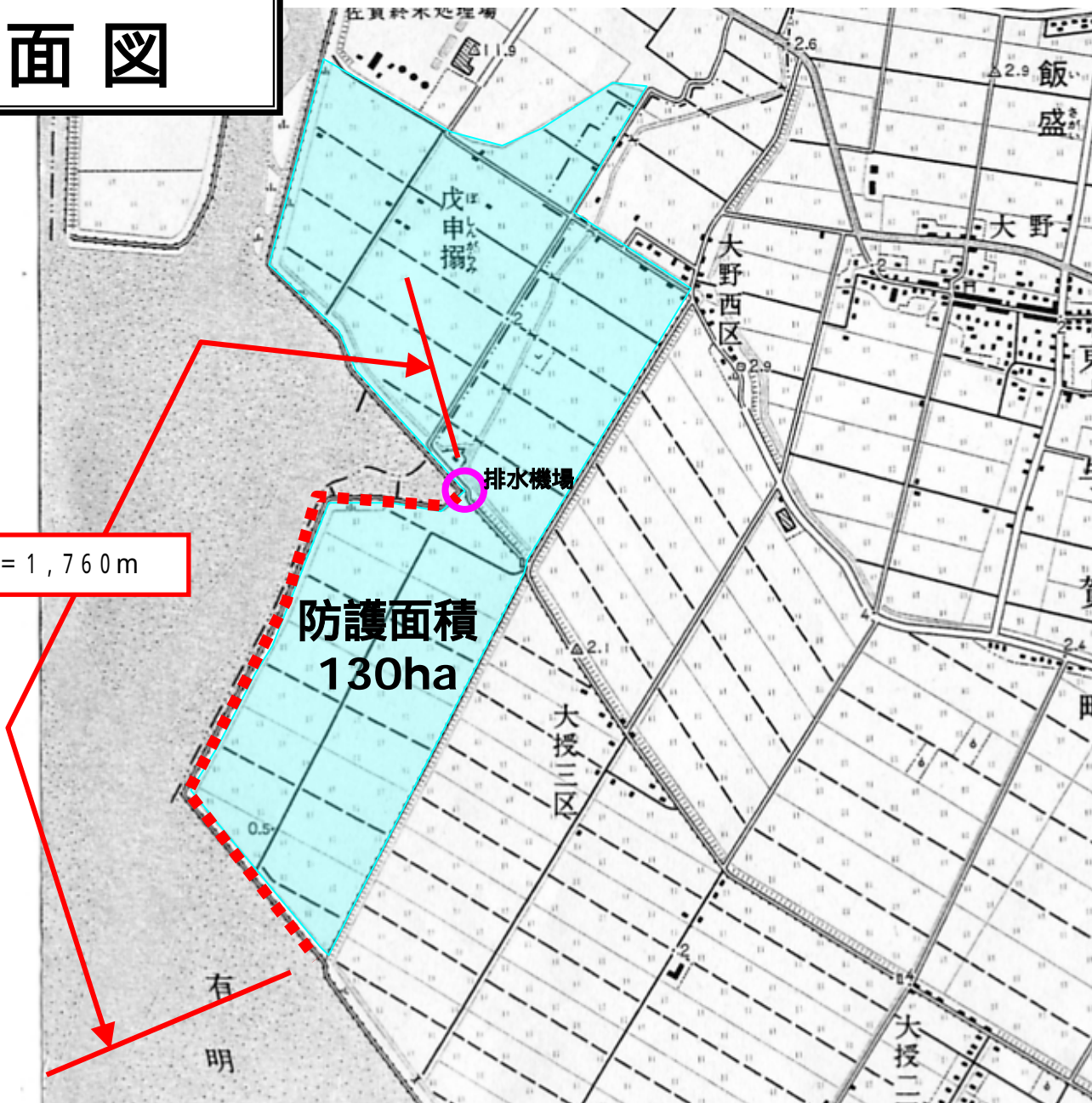
【全体計画】

- ・事業着手年度 昭和46年度
- ・完了予定年度 平成29年度
- ・整備延長 1,760m
- ・主要工種 堤防工、消波工、樋門工(1箇所)
- ・防護面積 130ha
(農用地99ha、宅地1ha、その他30ha)
- ・総事業費 2,764百万円
- ・進捗率 71.1% (平成19年度末 事業費ベース)

平面図

整備延長 $L = 1,760\text{m}$

防護面積
130ha



費用便益比 B / C

総費用C： 2,764百万円(被害防止額)

総便益B： 4,374百万円

便益内訳 ・農作物被害 278百万円
(水稲、麦、大豆、アスパラガス)
・一般、公共土木施設等被害 4,096百万円
(水田、家屋、ライスセンター、海苔協業施設ほか)

費用便益比(B / C) = $4,374 \div 2,764 = \underline{1.58}$

事業の継続について

事業の必要性

- ・地区は、高潮位より標高が低く、来襲する台風の規模やコースによっては、高潮災害や越波による塩害が発生する危険性がきわめて高い。
- ・背後地には、干拓事業で造成された優良農地やライスセンター、一般の家屋等も存在

事業の実施により

- ・防災上の安全度の向上
- ・高潮被害の解消、防止
- ・地域住民の生命・財産と安全安心の確保

以上のことから、事業の継続が必要です。